

要望等記録一覧表（令和6年2月分）

<b>No. 64</b>	<b>【要望者区分】</b>	個人（公職者以外）	<b>【要望者氏名(名称)】</b>	—
<b>【件名】</b>	市民へのふるさと納税返礼品贈呈等について			
<b>【要望等の概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民が返礼品をもらえないのはおかしいと思うので説明を求める。生駒市民が生駒市にふるさと納税しているのに返礼品がないことはおかしい。国から地方交付税をもらっているから返礼品はあるべきだ。」</li> <li>・「職員の出身地は個人情報ではない。」と繰り返し、対応職員が拒んでいるのに出身地を教えるように詰め寄った。</li> </ul>			
<b>【対応方針等の概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年総務省告示第179号の規定により、市民の方への返礼品は禁止されています。このルールを守らなければふるさと納税指定制度の認定を受けることができなくなり、寄附金控除を受けていただけなくなりますので、遵守する必要があります。生駒市が定めたものではないため、総務省にご意見されてはいかがでしょうか。と説明しましたが、納得されず同じ要望を繰り返されました。</li> <li>・職員の出身地は、ふるさと納税指定制度のご説明に関係がありませんし、個人情報のため開示できません、と説明しました。</li> </ul>			
<b>【担当部署】</b>	行政経営課			

<b>No. 65</b>	<b>【要望者区分】</b>	個人（公職者以外）	<b>【要望者氏名(名称)】</b>	—
<b>【件名】</b>	ふるさと応援寄附金申込書 ご意見・メッセージ等の別紙内容について			
<b>【要望等の概要】</b>	ふるさと応援寄附を申し込みたい。また、ふるさと応援寄附金申込書内のご意見・メッセージ等の欄では記載しきれない内容を別紙にて作成したので、受け付けの押印を行い複写し副本をほしい。			
<b>【対応方針等の概要】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望者が持参した別紙については、申込書のご意見・メッセージ等の欄に記載いただく内容として申込書に添付するため、別紙を受付して副本として返却することができないことを説明しました。また、別紙内容の不明瞭な部分について、説明を求めましたが明確な回答が得られなかったため、受け取りを拒否させていただきました。</li> </ul>			
<b>【担当部署】</b>	行政経営課			